

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務

時間等に関する規程

(平成十九年三月三十日
訓令第一一〇号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。
(蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務時間等に関する規程の廃止)
- 2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務時間等に関する規程(平成十七年蒲郡市幸田町衛生組合訓令第一号)は、廃止する。

(趣旨)

第一条 この訓令は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務時間、休憩等に関する条例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第七号)の規定に基づき、一般職の職員の勤務時間、週休日、休憩時間及び休息时间に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 勤務時間、週休日、休憩時間及び休息时间に関する必要な事項については、蒲郡市職員の勤務時間等に関する規程(平成十七年訓令第一号。以下「蒲郡市訓令」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市訓令中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附則

第四編 人事 (蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務時間等に関する規程)